

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関してのお話です。

\*+:. . . :+\* \*+:. . . . . :+\* \*+:. . . ○○ ○○. . . :\* \*+:. . . . . :+\* \*+:. . . :+\*

## 5月は自動車税の納期です

自動車税の納税通知書は5月1日に発送されます。  
お手元に届きましたら、6月1日（月）までに  
お近くの金融機関等でお納めください。

\*+:. . . :+\* \*+:. . . . . :+\* \*+:. . . ○○ ○○. . . :\* \*+:. . . . . :+\* \*+:. . . :+\*

### Q1 自動車税は誰が払うの？

平成27年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。

また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

### Q2 減免制度はあるか？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、6月1日（月）まで平成27年度分の減免申請の受付を行っています。

平成27年度から自動車税の重課割合が変わります

平成26年度税制改正により、環境性能の良い自動車の軽減割合を拡充する一方、新車新規登録後一定年数を経過した自動車の重課割合が引き上げられました（平成26年度概ね10%→平成27年度概ね15%）。

（※バス・トラックは変わらず、概ね10%のまま）

【平成27年度に重課対象となる自動車】

ガソリン・LPG自動車…平成14年3月31日までに新車新規登録を受けたもの。

ディーゼル自動車…平成16年3月31日までに新車新規登録を受けたもの。

詳しくは、支庁総務課税務係(2-4411)又は東京都自動車税コールセンター(03-3525-4066)へご相談、お問い合わせください。

また、軽自動車に関するお問い合わせは町村役場へお願いします。